3 廃棄物関係

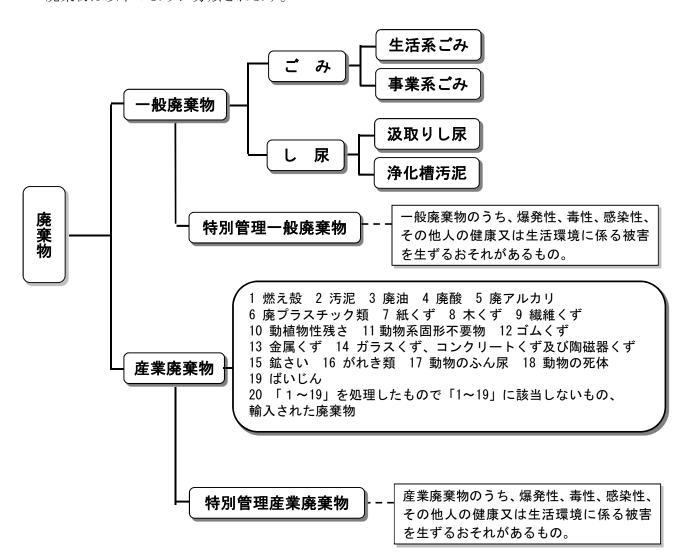
- 3.1 生活系可燃収集ごみの有料化の状況
- 3.2 廃棄物の分類
- 3.3 産業廃棄物の種類
- 3.4 産業廃棄物処理業による処理の実績
- 3.4.1 産業廃棄物処理業による中間処理の実績
- 3.4.2 産業廃棄物処理業による最終処分の実績
- 3.5 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況
- 3.6 県廃棄物条例に基づく許可施設の設置状況
- 3.7 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数
- 3.8 県内のPCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量
- 3.9 自動車リサイクル法に基づく県内事業者の登録・許可状況

3.1 生活系可燃収集ごみの有料化の状況(2019年度実績)

超過有料制	指定袋制		料金徴収・指定袋
超週 有科則	処理料金上乗せ	袋代のみ	共になし
	有料化あり	有料化な	2L
野田市	千葉市、銚子市、館山市、木更津市、 茂原市、東金市、旭市、勝浦市、 八千代市、鴨川市、富津市、匝瑳市、 袖ケ浦市、南房総市、香取市、山武市、 いすみ市、君津市、大網白里市、栄町、 神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、 芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、 長生村、白子町、長柄町、長南町、 大多喜町、御宿町、鋸南町	市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、柏市、 佐倉市、柏市、 智志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、 川西市、白井市、富里市、八街市、酒々井町	流山市、我孫子市

3.2 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



3.3 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次の①~⑤のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

□ 1 燃 え 設 石			種類	適用	業種 指定				
2 方形、 建設工事行影響		1	燃え殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ					
 基 廃		2	汚 泥						
 産 万 度 ア ル カ リ 度 ノー / 設装、 すべてのアルカリ廃液		3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等					
○		4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液					
○	産	5	廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液					
#	/	6		合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など固形状及び液状のすべての合成高分子化					
接政業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む。)、バンツ製造業、輸入木材の創売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通の有ために使用したパレット等 2	業	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ、紙又は紙加工品の製 7 紙 く ず 、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から							
		8	木 く ず	製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通の ために使用したパレット等					
10 動植物性疾さ 食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は確物に係る固形状の不要物 有	皮	9	繊維くず		有				
12	产	10	動植物性残さ		有				
## 13 金 属 〈 ず 鉄剛又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等		11	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有				
乗 14 ガラスくず・コッリート イナスクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、レンガく す、序の画等等 15 鉱 さ い 高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等 16 が れ き 類 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等 17 動物のふん尿 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの 18 動 物 の 死 体 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの 18 動 物 の 死 体 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの 19 ば い じ ん に規定する特定施設へは汚法に廃止、廃廃、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじんで、集じん施設によって集められたもの 20 上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの 輸入された廃棄物 航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物 6 廃土 から 1 東産 1 東		12	ゴムくず	天然ゴムくずのみ					
乗 14 ガラスくず・コックリート イ・ステンの胸除器くず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、レンガく す、序の両音等 15 鉱 さ い 高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等 16 が れ き 類 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等 17 動物のふん尿 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの 18 動 物 の 死 体 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの 19 ば い じ ん に規定する特定施設へは行法に廃止、廃産、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじんで、集じん施設によって集められたもの 20 上記に掲げる産業廃棄物を必分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの 輸入された廃棄物 航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物 原産 か カ リ 水素イオン濃度指数 (pH) 12.5以上の廃アルカリ 廃流・改築性産業廃棄物 医療機能が、反射・原血液等 廃・水・水・イン濃度指数 (pH) 2.0以下の廃酸 水素イオン濃度指数 (pH) 2.0以下の廃酸 水素イオン濃度指数 (pH) 12.5以上の廃アルカリ 原流・対塩化ビフェニルが接着した原産が 東ボリ塩化ビフェニル・ボリ塩化ビフェニルが付着しては封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くでよいが等、ボリ塩化ビフェニル デ、大くず、繊維くず、ボリ塩化ビフェニルが付着しては対入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ボリ塩化ビフェニル ボリ塩化ビフェニルが付着しては対入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ボリ塩化ビフェニル ボリ塩化ビフェニル・ボリ塩化ビフェニルが付着しては対して、ボリ塩化ビフェニル 素が り塩化ビフェニル・デ、機能くず、はがれた乳質 第次 12 塩化ビフェニル 手に 一般で、ボリ塩化ビフェニル・デ、大くず、繊維くず、ボリ塩化ビフェニル・デンカートのの場で、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな		13	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等					
15 鉱 さ い 高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	棄		ガラスくず・コンクリート	ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、レンガく					
17 動物のふん尿 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの 有		15	鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等					
18 動 物 の 死 体 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		16	が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等					
18 動物の死体 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		17	動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有				
19 ば い じ ん	物			自家用を除くすべての畜産農業に係るもの					
20 上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの 輸入された廃棄物 航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物 廃 加 廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類 廃 酸 水素イオン濃度指数 (pH) 2.0以下の廃酸 廃 ア ル カ リ 水素イオン濃度指数 (pH) 12.5以上の廃アルカリ 感染性産業廃棄物 医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等 廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙・		19	ばいじん	に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん					
輸入された廃棄物 航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物 廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類 廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類 廃産 成素イオン濃度指数 (pH) 2.0以下の廃酸 廃ア ル カ リ 水素イオン濃度指数 (pH) 12.5以上の廃アルカリ 感染性産業廃棄物 医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等 廃ポリ塩化ビフェニル ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙が でまっした。		20	上記に掲げる産業廃棄						
廃 施 廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類 廃 水素イオン濃度指数 (pH) 2.0以下の廃酸 水素イオン濃度指数 (pH) 12.5以上の廃アルカリ 水素イオン濃度指数 (pH) 12.5以上の廃アルカリ 感染性産業廃棄物 医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等 廃ポリ塩化ビフェニル が塗布され又は染み込んだ紙・ル等、ポリ塩化ビフェニル ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属く ポリ塩化ビフェニルが染物 ポリ塩化ビフェニルが付着しては対入された又は廃プラスチック類若しくは金属く ポリ塩化ビフェニル 廃ポリ塩化ビフェニルが付着して関係器くず又はがれき類 ポリ塩化ビフェニル 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める 基準に適合しないもの 特定		輸入			1				
廃 ア ル カ リ		廃	油						
歴染性産業廃棄物 医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等 廃ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙が等、ポリ塩化ビフェニルが対着しては対入された又は廃プラスチック類若しくは金属くて大きな、ボリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類 ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類 ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類 ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類 ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが発力された又は廃プラスチック類若しくは金属くてエル汚染物 水リ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類 ポリ塩化ビフェニル等文はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの 特定の施設等から発生した廃水銀及び廃水銀化合物(水銀使用製品産業廃棄物注)及び水銀含有ばいじん等注 を除く。)、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したものであり環境省令で変める基準に適合しないもの 全薬物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等 その他の有害産業 特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質に廃棄物 環境省令で定める判定基準に適合しないもの		廃	酸						
一下		廃	アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) 12.5以上の廃アルカリ					
できた。	特	感染	è性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等					
業	別管理	定	ル等、ポリ塩化ビフ ェニル汚染物	ず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	≩属くず				
度 産業 療 廃水銀等			処理物						
乗物 廃 石 綿 等注3 建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等 その他の有害産業 特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質に廃棄物 環境省令で定める判定基準に適合しないもの	廃棄	産業	廃水銀等	を除く。)、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したものであり環境省める基準に適合しないもの	令で定				
廃棄物 環境省令で定める判定基準に適合しないもの	11/10	棄	32 ////	発じん機又は集じん機で集められた石綿等					
			廃棄物	環境省令で定める判定基準に適合しないもの					

- 注1:水銀使用製品産業廃棄物とは、水銀使用製品(水銀電池、水銀圧力計、蛍光ランプ等及びこれらが組込まれた製品)が産業廃棄物となったもの。
- 注2:水銀含有ばいじん等とは、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物のうち、水銀を一定以上含む燃え殻、鉱さい、汚泥、ばいじん、廃酸、 廃アルカリをいう。
- 注3:アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物がある。石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、 改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(ただし、廃石綿等を除く。)

3.4 産業廃棄物処理業による処理の実績

産業廃棄物処理業による中間処理の実績(2017・2018年度)

(単位: t) 県内廃棄物 県外廃棄物 合計 種 類 2017年度 2017年度 2018年度 2017年度 2018年度 2018年度 燃え殻 18, 232 18, 334 51, 539 53,810 69,771 72, 144 汚泥 787,682 677, 931 1,859,667 1, 422, 910 2, 647, 348 2, 100, 841 うち建設汚泥 1,580,960 399,824 322,885 1,652,284 1, 258, 075 2,052,108 廃油 78, 398 75,047 59,854 58, 321 138, 252 133, 367 27, 375 廃酸 15,901 11, 475 5, 106 20,516 25,622 廃アルカリ 33, 370 31, 349 30, 218 31,637 63, 588 62, 986 ____ 廃プラスチック類 327, 950 332,007 237, 684 220,688 565, 634 552, 695 紙くず 47, 173 74, 297 51,010 27, 124 24, 207 75, 217 木くず 419,840 384, 913 244, 291 230,653 664, 132 615, 566 繊維くず 6, 216 16,623 11, 324 10, 407 10,850 22, 174 産業廃棄 動植物性残さ 51, 352 45, 268 63,615 59,004 114,967 104, 273 がれき類 3, 397, 456 3, 145, 240 1, 954, 657 1, 595, 969 5, 352, 113 4, 741, 209 金属くず 67, 474 63,608 60,848 86, 411 128, 322 150,019 ガラスくず、コンクリート 227,053 235, 895 369,040 593, 428 357, 532 596,093 くず及び陶磁器くず 鉱さい 12, 122 28, 286 56, 157 50,714 68, 278 79,000 ゴムくず 195 66 402 255 597 322 ばいじん 58, 269 42,551 130, 973 131, 228 189, 241 173, 778 動物の死体 5,824 0 0 5,824 0 動物系固形不要物 0 32 0 4 32 4 動物のふん尿等 1,355 2,856 1,403 2,856 48 0 その他 () 0 0 小 計 5, 556, 543 5, 149, 874 5, 172, 900 4, 350, 075 10, 729, 443 9, 499, 949 15,534 13,687 30, 205 31, 865 廃油 14,671 18, 178 産業廃棄物特別管理 廃酸 35, 850 44,026 22, 788 23, 103 58,638 67, 128 14, 980 22,850 25, 354廃アルカリ 14,023 7,870 11, 331 感染性産業廃棄物 16,972 15,867 11,071 10, 195 28,043 26,062 特定有害廃棄物 11, 272 26, 734 31,867 15, 462 21,686 10, 181 小 計 98, 798 109, 290 67,671 72,987 166, 470 182, 277 合 計 5, 655, 342 5, 259, 164 5, 240, 571 4, 423, 062 10, 895, 913 9,682,226 県内・県外の割合(%) 51.9 54.3 48.1 45.7 100 100

注:千葉市、船橋市、柏市分を含む。

3.4.2 産業廃棄物処理業による最終処分の実績(2017・2018年度)

(単位: t)

種類		県内廃棄物		県外廃棄物		合計	
		2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
	燃え殻	21, 991	27, 183	2, 909	1,618	24, 900	28, 802
	汚泥	90, 692	67, 581	18, 977	27, 313	109, 669	94, 894
	うち建設汚泥	63	0	0	0	63	0
	廃プラスチック類	28, 928	29, 552	21, 509	27, 134	50, 437	56, 686
	紙くず	1,661	831	938	794	2, 599	1,625
	木くず	1, 327	1, 130	5, 112	4, 588	6, 440	5, 719
<u> </u>	繊維くず	1, 201	735	599	477	1,800	1, 212
) 生 業	動植物性残さ	3	170	0	0	3	170
廃	ゴムくず	24	20	50	60	74	80
産業廃棄物	金属くず	3,056	2, 501	2, 388	1,966	5, 444	4, 468
199	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	42, 667	40, 815	51, 507	37, 246	94, 174	78, 061
	がれき類	89, 334	61, 465	51, 243	44, 482	140, 577	105, 947
	鉱さい	1, 357	682	2, 131	389	3, 487	1,071
	ばいじん	19, 261	13, 881	0	0	19, 261	13, 881
	その他	0	0	262	569	262	569
	小 計	301, 501	246, 546	157, 624	146, 639	459, 125	393, 184
特別管理産業廃棄物(廃石綿等)		65	206	12	0	77	206
合 計		301, 556	246, 751	157, 636	146, 639	459, 203	393, 390
	県内・県外の割合(%)	65. 7	62.7	34. 3	37. 3	100	100

注:千葉市、船橋市、柏市分を含む。

3.5 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況(2020年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
	汚泥の脱水施設	32	24	56
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	5	7	12
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	1	1	2
	汚泥の焼却施設	7	24	31
	廃油の油水分離施設	3	19	22
	廃油の焼却施設	9	22	31
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4
н-	廃プラスチック類の破砕施設	0	97	97
中間	廃プラスチック類の焼却施設	5	23	28
処	木くず又はがれき類の破砕施設	24	221	245
処理施設	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
設	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化 ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施 設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	5	26	31
	合 計	93	467	560
処分場	安定型	2	9	11
	管理型	4	6	10
	遮断型	1	0	1
	<u> </u>	7	15	22

注1:千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。

注2:最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。

注3:施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数。

3.6 県廃棄物条例に基づく許可施設の設置状況(2020年3月末現在)

種類	排出事業者	処理業者	合計
焼却施設	23	5	28
破砕施設	9	85	94
積替保管場	37	0	37
合計	69	90	159

3.7 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数(2020年3月末現在)

業区分		収集 運搬業	処分業							
年度	種類	収集運搬のみ	小計	中間処理	最終処分	収運+中間	収運+	中間+	収運+ 中間+ 最終	合計
	産廃	9, 200	303	79	4	216	2	0	2	9, 503
2018 年度	特管	754	33	13	1	19	0	0	0	787
	計	9, 284	306	82	4	216	2	0	2	9, 590
	産廃	9, 722	296	75	5	212	2	0	2	10, 018
2019 年度	特管	796	32	12	1	19	0	0	0	828
	計	9, 818	298	77	5	212	2	0	2	10, 116

注:政令市(千葉市、船橋市、柏市)の許可は含まない

3.8 県内のPCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量(2019年3月末現在)

	PCB廃棄物の種類(単位)	P C B濃度 5, (高濃度 PCI (注:	3 廃棄物)	P C B 濃度 5,000mg/kg 以下 (低濃度 PCB 廃棄物) (注 1)		
		保管量	使用量	保管量	使用量	
-t	変圧器(台)	46	3	2, 037	2, 027	
変圧器、コンデンサ	コンデンサー (3kg以上) (台)	3, 900	117	2, 140	700	
	PCBを含む油 (kg)	19, 118	0	233, 986	459	
)、 PCB油等	柱上変圧器(台)(注2)	0	0	10	1	
TODIM (1	電気事業者の柱上変圧器(台)(注3)	0	0	45, 546	7, 742	
	コンデンサー (3kg未満) (台)	48, 624	8	22, 246	36	
	安定器(台)	221, 423	5, 218	10, 846	339	
	その他の機器等(台)(注4)	3, 966	8	1,881	913	
安定器	感圧複写紙(kg)	4, 107	0	3, 640	0	
及び	ウエス (kg)	5, 851	0	21, 975	0	
汚染物等	OFケーブル (kg)	0	0	22, 279	83, 919	
	汚泥(kg)	56, 069	0	347, 773	0	
	塗膜 (kg)	28	0	13, 949	0	
	その他 (kg) (注5)	63, 327	0	1, 011, 679	19, 704	

注1: PCB特別措置法第8条第1項の規定に基づき保管事業者から届出された保管量及び使用量。

ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合等、台数(個数)や重量で計上できないものがある。PCBを含む油、 感圧複写紙、ウエス、汚泥、塗膜及びその他の数量について、体積で届出がなされたものについては、1L=1kgとして重量 に換算し計上している。なお、低濃度 PCB 廃棄物には、濃度不明(低濃度疑い物)も含む。

注2:電気事業者の柱上変圧器を除く。

注3:東京電力パワーグリッド株式会社が所有するもの。

注4:「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、リアクトル、放電コイル等をいう。このうち大型物は、変圧器、コンデンサー、PCB油等に分類される。

注5:「その他」とは、がれき類、分析時の採油用具、保管容器等のPCB汚染物等の機器のうちPCBに汚染されたものをいう。このうち、保管容器は変圧器、コンデンサー、PCB油等に分類される。

注6:千葉市、船橋市、柏市分も含む

3.9 自動車リサイクル法に基づく県内事業者の登録・許可状況 (2020年3月末現在)

<u> </u>				1 0 7 3 7 1 4 2 0 1 1 2 7	
業種	引取業者	フロン類 回収業者	解体業者	破砕業者	
県内(下記を除く)	1, 157	519	343	37	
千葉市	140	63	44	6	
船橋市	53	8	3	1	
柏市	75	36	22	3	
合 計	1, 425	626	412	47	